２　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| 一　第十一条第一項又は第三項及び第十一条の三第二項の規定により整理された総離島等供給費、総アンシラリーサービス費、総送電費、受電用変電サービス費及び給電費ごとの需要側送配電関連固定費のそれぞれの合計額 | ［略］ | ［略］ |
| 二　第十一条第一項又は第三項及び第十一条の三第二項の規定により整理された配電用変電サービス費及び高圧配電費ごとの需要側送配電関連固定費のそれぞれの合計額 | ［略］ | ［略］ |
| 三　第十一条第一項又は第三項及び第十一条の三第二項の規定により整理された低圧配電費の需要側送配電関連固定費の合計額 | ［略］ | ［略］ |

**第十六条**　［略］

２　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された送配電関連費を、当該一般送配電事業者の実情に応じて設定した基準であって、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費に配分することにより整理しなければならない。当該基準の届出があった場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

３　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| 一　前項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の額 | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ |

**第十八条**　一般送配電事業者は、需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第十条の規定により送配電関連費に整理された一般販売費を、第十三条の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

２　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| 一　第十一条第一項又は第三項の規定により整理された総離島等供給費、総アンシラリーサービス費、総送電費、受電用変電サービス費及び給電費ごとの送配電関連固定費のそれぞれの合計額 | ［略］ | ［略］ |
| 二　第十一条第一項又は第三項の規定により整理された配電用変電サービス費及び高圧配電費ごとの送配電関連固定費のそれぞれの合計額 | ［略］ | ［略］ |
| 三　第十一条第一項又は第三項の規定により整理された低圧配電費の送配電関連固定費の合計額 | ［略］ | ［略］ |

**第十六条**　［略］

２　一般送配電事業者は、前項の規定により整理された送配電関連費を、当該一般送配電事業者の実情に応じて設定した基準であって、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費に配分することにより整理しなければならない。当該基準の届出があった場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

３　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| 一　前項の規定により整理された送配電関連固定費の額 | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ |

**第十八条**　一般送配電事業者は、送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第十条の規定により送配電関連費に整理された一般販売費を、第十三条の規定により整理された送配電関連固定費の合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。